

## 制定概要

### ○制定

「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」  
(令和3年2月18日理事長裁定)

### ○制定理由

1. 高等専門学校において学生が教育研究活動を円滑に遂行していくためには、学校の教職員による支援はもちろんのこと、学生の「保護者等」の協力が不可欠である。「保護者等」と学校が連携して学生を指導、支援していくために、本要項において「保護者等」に求める責任の範囲を明文化することにより、学生が安心して学修できる環境を作り上げることとする。

また、「保護者等」に責任を求める以上、学生の学業成績、出席情報等に関する教務情報、懲戒や問題行動等に関する指導事案、怪我や病気等の健康面等に関して、「保護者等」に通知するよう、改めて明示する。

2. 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が令和2年4月1日に施行されたことにより、保証人に対する責任の範囲の明確化が求められ、この法律により、「極度額の定めのない個人根保証契約」は無効となった。

しかし、高等専門学校においては、①「保護者等」が学資等を負担するケースが多く、「保護者等」を「保証人」としても金銭債務の保全効果は期待できないこと、②資力の裏付けのない第三者を「保証人」とした場合でもそれは同様であり、また実際に「保証人」に債務の履行を求めるケースは限られると想定されること、加えて、③学生が在学中に負担すべき金銭債務は授業料にとどまらず、後援会費、学生会費等、多種多様な名称・金額のものが存在すること及び④学生の不法行為に対する損害賠償債務等については当該債務が生じる可能性及び額が不確定であり、これらを極度額として一律に規定することは困難であること等から、従前の学則により定められていた「保証人」を置くことを改め、代わりに「保護者等」に関する取扱いを定め、金銭的な債務の保証ではなく、上記に述べた学生の身上に関する責任を、「保護者等」が負うこととする。